平成２９年

第５回 農地部会（定例会）議案

平成２９年５月９日

前橋市農業委員会

平成２９年　第５回 農地部会 議 事 録

・開会日時　　平成２９年５月９日　　午後１４時３０分
・閉会日時　　平成２９年５月９日　　午前１６時３６分
・開催場所　　市庁舎７階　農業委員室

・出席委員（１５名）

１番　澁澤　聖一	３番　坂庭　常男	４番　木村　隆一	５番　信澤　綱四郎
８番　江原　弘	９番　窪田　桂	１０番　星野　和幸	１１番　深町　冨士雄
１３番　関根　由彦	１４番　石倉　忠夫	１５番　小林　秀明	１６番　岩﨑　政男
１７番　青木　朱美	１８番　齊藤　尚展	１９番　金井　清美	

・欠席委員（２名）
　２番　小泉　俊夫　　７番　星野　好孝

・事務局出席者
　事務局長　吉井　一夫　　補佐　齋藤　孝朗　　副主幹　　深澤　直純
　副主幹　高山　幸治　　主任　冨澤　和則

・その他の出席者
　農業委員会長　　堀越　恒弘
　会長職務代理者　　関口　喜弘

・付議事件
（１）議案第２５号　　農地法第３条の規定による許可申請について
（２）議案第２６号　　農地法第４条の規定による許可申請について
（３）議案第２７号　　農地法の規定による許可後の計画変更申請について（５条）
（４）議案第２８号　　農地法第５条の規定による許可申請について

・報告事項
（１）第１８号　　農地法第４条の規定による届出書の受理状況について
（２）第１９号　　農地法第５条の規定による届出書の受理状況について
（３）第２０号　　農地法第１８条第６項の規定による通知書の交付状況について
（４）第２１号　　現況証明交付状況について
（５）第２２号　　農地法第４条、第５条の規定による意見聴取結果について

吉井局長　定刻になりましたので、これより平成２９年第５回農地部会を開催いたします。
なお、本日の欠席通告者は、２番　小泉　俊夫委員、７番　星野　好孝委員の２名であります。従いまして在任委員１７名中１５名の出席であり、農業委員会等に関する法律第２８条第４項で準用する第２７条第３項の規定による過半数に達しておりますので、本会議は成立いたしますことを、ご報告申し上げます。開会に先立ちまして、深町部会長から、ごあいさつを申し上げます。

深町部会長　◇（あいさつ）

吉井局長　続きまして、堀越会長よりごあいさつをお願いいたします。

堀越会長　◇（あいさつ）

吉井局長　会議規則第５条の規定により、深町部会長が議長となり会議を進めることとなりますので、よろしくお願いいたします。

《深町部会長、議長に就任》

議　長　それでは、平成２９年第５回農地部会を開会いたします。初めに、議事録署名委員を指名いたします。８番　江原　弘委員、９番　窪田　桂委員にお願いいたします。

議　長　それでは議事に入ります。議案第２５号・農地法第３条の規定による許可申請について、整理番号１から９番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

深澤副主幹　◇（議案書・順次、地目、面積、申請理由、契約内容、耕作面積等を朗読、説明）
整理番号４番、一般法人の申請のため契約書に解除条件が明記されているなど一定の要件を満たしています。
なお整理番号１番から９番は農地法第３条第２項各号には該当しないため許可要件の全てを満たしております。

議　長　以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問等をお願いします。
◇（意見、質問等なし）

議　長　ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号１番から９番までを許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
◇（挙　手）

議　長　全員賛成でありますので、議案第２５号・農地法第３条の規定による許可申請については、整理番号１番から９番までを許可とすることに決定いたします。
次に、議案第２６号・農地法第４条の規定による許可申請について整理番号１番から１６番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

冨澤主任　◇（議案書・順次、地目、面積、転用目的、申請理由を朗読、説明）
なお、整理番１番から１６番は農地法第４条第６項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

議　長　なお、整理番号６番、７番、１６番については現地・面接調査を実施しておりますので、調査班長の報告をお願いします。

１８番委員（１班班長）　現地案内図４条の６、７をご覧下さい。申請地はぐんまフラワーパークから北へ約1.5ｋｍ、山林と原野に囲まれた小集団農地の辺縁部に位置する第２種農地です。整理番号６は現在不耕作地、整理番号７は転用許可を受けずに杉を植林済みのため是正申請、整理番号６はコナラを植林し、椎茸原木として利用したい。現地はかなりの山道を降り込んだ谷間の山林内にあり、東側は水路というよりは沢になっており管理はされていないようで、申請地全体がほとんど原野化し、南側にある隣接した田も全体が不耕作地となっておりました。北側にある隣接した山林では、一部雑木が伐採されていました。また周辺には猪の足跡が多数確認されました。面接には、代理人と、申請

者の姉妹３名の計４名が来られました。申請に至った経緯は、父親が亡くなったので相続手続きのため現地に行くと、ほとんど原野化しており、手のつけ様がなく隣地の山林を持つ代理人に相談したところ、植林の方法があると聞き申請をしました。土地の造成、開墾、整地は行わない、植林計画はコナラの苗木を１．８ｍ間隔で２４８本を植林し１２～１５年後に伐採し販売する予定です。調査班の判断としましては、現地を見る限りでは原野化しており、農機具等の搬入もほぼ不可能の状態で、申請地で営農を継続するのは困難であると認め許可相当と判断いたしました。

現地案内図４条の１６をご覧下さい。申請地は前橋市立芳賀小学校から西に900ｍに位置し、上武国道に近接し周囲を農地に囲まれた農用地区域内です。申請地は、夏場にトラクターが埋まるため、近隣農家の紹介で業者に依頼し、埋め立てて農地改良したく申請するものです。搬入元の土砂の状況確認をしましたが、依頼業者の所有する資材置場の確認では土砂の確認はできませんでした。申請地は、西側を市道、北側・東側・南側は農地に囲まれた農用地区域内で、やや東に傾斜した地形で、用排水施設はなく現況は作付けされておりませんでしたが管理はされておりました。面接には、申請者本人と、依頼業者の計２名が来られました。申請地は、昔から水位の高い土地で、東に傾斜していて用排水施設はないため、入梅時または大雨の時には雨水が集まる地形の様であり、トラクターが埋まることもあると思われました。表土を剥ぎ４ｔ又は２ｔダンプで西側の市道より土砂を搬入し、隣接農地との段差を極力なくすため申請書の計画を変更し、隣接地の被害をなくしたいとのことでした。農地改良後の作付け計画では、水はけが改良されれば近隣の農家が借り受けてネギを作付けする予定です。調査班の判断としては、申請書の搬入元の土砂と、埋立て計画変更の書類の差替えを前提に、農地改良の必要性を認め許可相当と判断いたしました。

議　長　以上で事務局の説明、および調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

会　長　整理番号１６番、全体1,515㎡、所要面積915㎡の説明願い。

１８番委員　書類差替え前後の面積詳細を説明。

冨澤主任　計画変更の書類差替のため、所要面積985㎡に議案書訂正説明。

議　長　その他、ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号１番から１６番までを許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙　手）

議　長　全員賛成でありますので、議案第２６号・農地法第４条の規定による許可について、整理番号１番から１６番までを許可とすることに決定いたします。

次に、議案第２７号・農地法の規定による許可後の計画変更申請５条許可について、整理番号１番、２番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

高山副主幹　◇（議案書・順次、変更内容、地目、面積、契約内容、申請理由を朗読、説明）

整理番号２、書類不備のため保留。

議　長　以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇（意見、質問等なし）

議　長　ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号２番を保留とし、整理番号１番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙　手）

議　長　全員賛成でありますので、議案第２７号・農地法の規定による許可後の計画変更申請５条許可について、整理番号２番を保留とし、整理番号１番を承認とすることに決定いたします。

議　長　　次に、議案第２８号・農地法第５条の規定による許可申請について、申請件数が多いため、始めに、整理番号１番から３８番までの審議を願いします。事務局の説明を求めます。

高山副主幹　　◇（議案書・順次、地目、面積、転用目的、申請理由を朗読、説明）

整理番号１番・４月保留の案件、調査班による再度現地調査を依頼。整理番号４番、計画の見直しを行いたいとの事で今月は保留。

なお、整理番２番、３番、整理番号５番から３８番は農地法第５条第２項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

議　長　　なお、整理番号１番については現地調査を実施しておりますので、調査班長の報告をお願いします。

１８番委員（１班班長）　　現地案内図５条の1をご覧下さい。他の班による再度現地確認のため先月保留になった案件です。申請地は大胡総合運動公園から北に1.2ｋｍ、小集団農地の辺縁部に位置し土地改良区域内の第１種農地です。前月の調査と同様で周辺農地・営農状況・用排水施設・農道等状況の変化はなし。調査班としては、周辺の市街化の確認としては、市街化の要件には当てはまらず、土地改良事業区域内であること等、基本原則により、不許可と判断いたしました。

議　長　　以上で事務局の説明、および調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇（意見、質問等なし）

議　長　　申請中に所有者が死亡した案件がありますが。

高山副主幹　　申請書は受付しておりますので有効ですが、相続人が決まり遺産分割協議書が揃わないと許可書の交付はできません。

会　長　　整理番号１は、１種農地と判断したのですね。

１８番委員　　市街化にもならず、原則に基づき１種農地と判断いたしました。

議　長　　その他、ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号１番を不許可とし、整理番号４番を保留とし、整理番号２番、３番、整理番号５番から３８番までを許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙　手）

議　長　　全員賛成でありますので、議案第２８号・農地法第５条の規定による許可申請については、整理番号１番を不許可とし、整理番号４番を保留とし、整理番号２番、３番、整理番号５番から３８番までを許可とすることに決定いたします。

次に、整理番号３９番から７５番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

高山副主幹　　◇（議案書・順次、地目、面積、契約内容、転用目的、申請理由を朗読、説明）

整理番号５０番、５１番、６１番、６２番、書類不備のため保留。

なお、整理番３９番から４９番、５２番から６０番、６３番から７５番は農地法第５条第２項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

議　長　　なお、整理番号４８番、６６番、については、現地・面接調査を実施しておりますので、調査班長の報告をお願いします。

１８委員（１班班長）　　現地案内図５条の４８をご覧下さい。申請地は前橋市大胡支所から北西に約700m、小集団農地の辺縁部に位置する第２種農地。再生可能エネルギーにて社会貢献したく申請するものです。申請地は農道に面しており、用排水施設はなく、営農状況は、作付けはされていないが管理はされておりました。また隣接地に、既存の太陽光発電施設が設置された南に面した傾斜地です。面接には申請法人の役員の方１名が来られました。申請に至った経緯は、隣接地の既存太陽光発電施設建設時に申請地が荒れてい

たため、地権者に今後の農地利用を相談したところ、後継者もおらず売りたいとのことで申請に至りました。申請法人は、既存の太陽光発電施設は４ヶ所で８３０ｋｗの発電をしている。今回の申請施設は、２１０ｗのパネルを５４０枚設置予定で発電量５００ｋｗ弱、売電契約単価３６円、接続制限はなし、接続負担金はあるが資料がなく金額は不明、施設設置費用の回収は１０年を見込んでいます。パネルメーカーは中国製。土地の造成、整地は現状のままで境界確認は済みで、防草シートを敷き、周りの境界には１．２ｍのフェンスを設置予定、管理は自社で行う。雨水処理は、隣接している既存の施設で土砂被害がでたので土留めをしてあるが、今回は、パネル設置前に暗渠排水工事を計画しています。調査班の判断としては、隣接地の既設施設との一体化及び、隣接農地の耕作もなく許可相当と判断いたしました。

現地案内図５条の６６をご覧下さい。申請地は前橋東警察大胡分庁舎から南西に約800m、小集団農地の辺縁部位置する第２種農地です。今回父親の所有する遊休農地を利用して、太陽光発電施設を新設したく申請。申請地は自宅の隣接地で、一部にねぎ等が作付されており、作付けされていない所は、管理はされておりました。隣接地には申請人の親が所有する土地を、今回の工事事業者に貸して太陽光発電施設が稼働しておりました。面接には代理人、工事事業者の２名が来られました。経緯は隣接地にすでに稼働している施設の所有者が今回の申請の工事事業者で、その会社に申請者が勤務している関係から、親も高齢になりこのままでは遊休農地化してしまうため、自分で太陽光発電事業を行うことにした。申請施設は２５０ｗパネル２８８枚を設置し発電量８２．０８ｋｗ、売電単価２１円、年間売上１８０万円、設置費用回収は７年～８年を見込んでいます。接続制限はなく接続負担金は４０万円前後、パネルメーカーはヨーロッパ製です。土地造成は行わず整地のみとし、道路等の境界の確認は出来ています、設置後の管理は申請者本人が行い、雨水処理は傾斜地でないので自然浸透にし、フェンスは低圧の場合強制はないので設置しない予定。調査班の判断としては、申請地は自宅の隣接地であり、耕作している農地に隣接しているのはわずかで周囲に対する被害等も考えにくく、許可相当と判断いたしました。

議　長　以上で事務局の説明および調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご質問、ご意見をお願いします。

◇（質問、意見等なし）

議　長　ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号５０番、５１番、６１番、６２番を保留とし、整理番号３９番から４９番、整理番号５２番から６０番､整理番号６３番から７５番までを許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙　手）

議　長　全員賛成でありますので、議案第２８号・農地法第５条の規定による許可申請については、整理番号５０番、５１番、６１番、６２番を保留とし、整理番号３９番から４９番、整理番号５２番から６０番、整理番号６３番から７５番までを許可とすることに決定いたします。

なお､3,000㎡を超える､許可処分については群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴いて、意見が「異存なし」と答申のあったものについて、会長専決により許可書を交付することになりますので、ご承知おき願います。

次に、３３ページ以降の報告事項でありますが、報告事項第１８号から第２２号までとなっております。

第１８号から第２１号の報告内容は、

〇法第４条の届出書の受理状況　　１２件

〇法第５条の届出書の受理状況　　３２件

○法第１８条第６項の規定による通知書の交付状況　　１９６件
○現況照明の交付状況　　２件

報告事項第２２号は、４月部会において許可とした法第４条第５条の農地転用許可申請について、群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見が「異存なし」と答申がありましたので、会長専決により許可書を交付しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

議　長　　以上で、本日の議事は全て終了いたしましたので、農地部会を閉会といたします。

（部会閉会１６時３６分）

顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成２９年５月９日

議　長

署名人

署名人